

運営規程

認知症高齢者グループホーム 錢塘アクア

(趣旨)

第1条 この規程は、株式会社桜会が設置する地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護事業所（以下、事業所という）が行う、認知症対応型共同生活介護（以下、本事業という）の適正な運営について必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 株式会社桜会が開設する認知症対応型共同生活介護（以下「事業所」という）が行う認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、認知症対応型共同生活介護従事者が、要介護であって認知症の状態にある高齢者に対し、適正な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(基本方針)

第3条 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、明るく家庭的な環境の下で、介護・相談及び援助・社会生活上の便宜の供与・日常生活上の世話・機能訓練・健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように努める。

- 2 事業所は、利用者及び利用者代理人に対して、介護計画の内容及び提供方法等について懇切丁寧に説明し、理解が得られるよう努める。
- 3 事業所は、利用者または他の利用者の生命または身体保護のため、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他の行動を制限することのないよう努める。
- 4 事業所は、事業経営の安定とサービス水準向上のために、自己評価及び第三者評価を実施し、改善に努める。
- 5 事業所は、運営推進会議を設置し、利用者・利用者の代理人・熊本市職員・地域住民の代表等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、本事業の質の確保を図ることを目的として設置する。
- 6 本事業の通常のサービス実施地域は熊本市全域とする。

(事業所の名称及び営業日等)

第4条 事業所の名称・所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 認知症高齢者グループホーム 錢塘アクア
- 2 所在地 熊本市南区錢塘町1 1 7 0 番地
- 3 営業日 365 日
- 4 営業時間 24 時間

(職員の配置及び配置基準)

第5条 職員の職種・員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1 i 管理者 1名以上

従業員の管理及び事業の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

ii 計画作成担当者（介護支援専門員） 1名以上

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

iv 介護従事者 6名以上

認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者に対し、必要な介護及び日常生活上の支援を行う。

2 介護従業者の配置基準

日中 利用者3人に対し介護従業者1人（その端数を増すごとに1以上） 夜間及び深夜 夜勤2人

(職員の業務分担)

第6条 管理者は職務上の責任体制を確立するため、職員ごとの業務分担を明確にする。

(利用定員)

第7条 利用定員は18人以下とする。

2 短期利用について、居室に空きがある場合に限り利用可能とし、利用者数は1名までとする。利用期間については30日を限度とする。

(定員の遵守)

第8条 定員を超えて利用させないものとする。

登録定員 18名（1ユニット9名×2）

(認知症対応型共同生活介護の内容)

第9条 認知症対応型共同生活介護の内容は、利用者の身体的状況を勘案した上で介護計画を作成し、その介護計画に基づき必要な援助を行うものとする。

- (1) 利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、また、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の中で生活が送れることにより達成感や満足感を得、自信を回復するよう配慮する。
- (2) 利用者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定、問題行動の減少及び認知症の進行を緩和するよう努める。
- (3) サービスの提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者及び家族に対しサービスの提供方法について説明を行う。また、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行わない。

(身分を証する書類の携行)

第 10 条 介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものは身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び利用者またはその家族から求められたときは、身分証の提示を行う。

(緊急時の対応)

第 11 条 利用者に対する介護サービス等の提供を行っているときに、利用者に症状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治の医師またはあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(事故及び損害賠償等)

第 12 条 利用者に対する介護サービス等の提供により事故が発生した場合は、利用者代理人及び保険者関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 利用者に対する介護サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 3 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じるよう努める。

(協力医療機関)

第 13 条 利用者の病状の急変時に備えるため、主治の医師との連携を基本とするが、あらかじめ協力医療機関及び協力歯科医療機関は次のとおり定める。

(協力医療機関)

医療機関名	医療法人セントラルファイブ 末次内科
	末次理成 院長
所在地	熊本市西区上高橋 2-13-6

(協力歯科医療機関)

医療機関名 ふなつデンタルクリニック 船津雅彦 院長

所在地 熊本市南区八分字町81-3

(調査員への協力等)

第14条 提供した介護サービスに対し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な介護が行われているかどうかを確認するために、熊本市が行う調査に協力するとともに、熊本市から指導または助言を受けた場合においては、指導または助言に従って必要な改善を行う。

(利用料、その他の費用の額)

第15条 本事業を提供した場合の利用料の額は、法定代理受領分であるときは介護報酬告示上の額の1割もしくは2割、もしくは3割（介護保険負担割合証に従う）とし、法定代理受領分以外の場合には介護報酬告示上の額とする。ただし、法定受領代理受領サービスに該当しない本事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した本事業の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対し事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

3 利用料その他の費用の額については、下記に記す。

家賃 45,000 円／月 水光熱費 16,000

円／月 共益費 5,000 円／月

食事代 朝食 500 円 昼食 700 円 夕食 600 円 その他個人で購入分 実費

(基本的方針)

第16条 事業者は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

2 事業者は、その提供する介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていく。

(具体的方針)

第17条 指定認知症対応型共同生活介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、共同生活を行うことにより、妥当適切に行う。
- 二 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

- 三 介護の提供に当たっては、介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- 四 介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- 五 介護の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）は行わない。
- 六 前項の身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（介護計画の作成）

第 18 条 管理者は、介護支援専門員に、介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動に努める。
- 3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に介護サービスを行う。
- 4 介護支援専門員は、介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対し、利用者の同意を得る。
- 5 介護支援専門員は、作成した介護計画書を利用者に交付する。
- 6 介護支援専門員は、介護計画の作成後においても、常に介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。
- 7 第 2 項から第 5 項までの規定は、前項に規定する介護計画の変更について準用する。

（介護等）

第 19 条 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行う。

- 2 利用者の負担により、利用者の居宅またはサービスの拠点における介護従業者以外の者による介護を受けさせない。
- 3 利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者他介護従業者が共同で行うよう努める。

（社会生活上の便宜の提供等）

第 20 条 事業者は、利用者の外出の機会の確保、その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努める。

- 2 事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者またはその家族が行うことが困難である場合には、その者の同意を得て、代行する。
- 3 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(地域との連携等)

第 21 条 事業者は、運営委員会を設置し、隔月開催の運営推進会議において「介護サービス」の提供内容等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

- 2 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに記録の公表を行う。
- 3 事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。
- 4 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、熊本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の熊本市が実施する事業に対して協力を行う。

(虐待防止に関する事項)

第 22 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第 23 条 事業所は、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を第 16 条第 2 項の運営推進会議に報告する。

(施設入居にあたっての留意事項)

第 24 条 利用者は、共同生活住居を利用する場合は、日常生活上のルールを守り生活するよう、利用者及び家族に対し説明を行う

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第 25 条 事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が併設施設及びその他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(非常災害対策)

第 26 条 事業者は、災害時に利用者の安全を確保ならびに被害の極限防止を図ることとする。そのために 消
火・通報・非難訓練を実施する。詳細は消防計画に記す。

(秘密・機密の保持)

第 27 条 従業者は利用者及びその家族の秘密はもとより業務上の機密は、在職中及び退職後も正当な理由なく
漏洩させてはならない。

2 従業者は利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家
族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

第 28 条 この規程に定めのない事項等については法人と管理者が協議のうえ定める。

附則 この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

平成 30 年 3 月 15 日に第 6 条 2 を追加、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

令和 5 年 2 月 1 日に第 15 条 3 を変更、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

令和 7 年 3 月 31 日に第 13 条を変更、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。